

# 下水道工事積算基準の改定について

(前) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課

再構築係長 かどみ しんさく 門見 晋作

## 1. はじめに

下水道用設計標準歩掛表（通称「白本」という）は、下水道工事の特性を勘案した固有の積算基準として、施工実態調査の結果に基づき標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を定めており、設計積算の際の参考図書として、全国の下水道工事の積算担当者に広く活用されています。

下水道用設計標準歩掛表は、昭和47年に管路施設編を策定・通知したことをはじめとし、社会環境の変化、各種工法の開発、施工技術の向上・省力化など施工実態の変化に応じて積算基準および歩掛等の追加・改定等を行い、昭和54年にほぼ現在の下水道用設計標準歩掛表の構成（表—1）となっています。

第1巻～第3巻は、施工実態調査に基づき、適宜歩掛の新規制定・改定を実施している一方、別

表—1 下水道用設計標準歩掛表の構成

名 称	
下水道用設計標準歩掛表 第1巻	管路編
下水道用設計標準歩掛表 第2巻	ポンプ場・処理場編
下水道用設計標準歩掛表 第3巻	設計委託編
下水道用設計標準歩掛表 別 冊	参考資料⇒平成26年度「廃止」

冊参考資料については、市場単価化された歩掛や、近年使用実績の少ない歩掛等について参考として掲載していましたが、今般、内容精査の上、第1巻～第3巻に再編するなどして、別冊参考資料については廃止としました。

なお、下水道用設計標準歩掛表の改定に当たっては、下水道事業積算施工基準適正化会議等を通じ、全国の下水道事業主体から積算に関する意見・要望等を取り入れ、内容の充実を図るとともに下水道工事における適正な積算を確保するための条件整備に努めています。

また、下水道用設計標準歩掛表ならびにこれを補完する図書として、「下水道用設計積算要領」が公益社団法人日本下水道協会から発刊されています。

## 2. 平成26年度の改定概要

### (1) 第1巻 管路編

第1巻については、表—2に示すとおり4工種の新規制定および改定を行いました。

また、3工種については近年の使用実績も少ないことから廃止としました。

#### ① 開削工法編

開削工法編の「立坑掘削工」「軽量鋼矢板油圧圧入引抜工」「覆工」について、前回の改定から

表-2 平成26年度下水道用設計標準歩掛表（第1巻 管路編）の改定概要

<b>I 管路施設（開削工法）編</b>		<b>IV 管路施設（シールド工法）編</b>	
A-1	管きょ工（管径〇〇mm）	A-7	管きょ工（〇〇式シールド工法、仕上り内径〇〇mm）
B-1	<u>管路土工【改定】</u>	B-37	一次覆工
B-2	管布設工	B-38	二次覆工
B-3	管基礎工	B-2	立坑内管布設工
B-5	<u>管路土留工【改定】</u>	B-39	坑内整備工
B-7	<u>管路路面覆工【改定及び新規制定】</u>	B-40	仮設備工（シールド）
B-8	補助地盤改良工	B-41	坑内設備工
B-9	開削水替工	B-42	立坑設備工
A-2	マンホール工	B-43	坑外設備工
B-11	現場打ちマンホール工	B-44	泥水設備工（泥水式シールド）
B-12	組立マンホール工	B-45	シールド水替工
B-13	小型マンホール工		
A-4	取付管及びます工		
B-17	ます設置工		
B-18	取付管布設工		
<b>II 管路施設（推進工法）編（小口径推進）</b>		<b>V 管路施設（管きょ更生工法）編</b>	
A-5	管きょ工（小口径推進）、管径〇〇mm、〇〇〇工法	A-20	管きょ更生工（既設管径〇〇mm）
B-19	<del>仮管併用推進工【廃止】</del>	B-200	管きょ内面被覆工（製管工法）
B-20	<del>オーガ掘削推進工【廃止】</del>	B-210	管きょ内面被覆工（反転、形成工法）
B-21	小口径泥水推進工	B-220	換気工
B-103	小口径泥土圧推進工	B-230	管きょ更生水替工
B-22	<del>オーガ掘削鋼管推進工【廃止】</del>		
B-105	鋼製さや管ボーリング（一重ケーシング）推進工		
B-106	取付管ボーリング（一重ケーシング）推進工		
B-101	低耐荷力圧入二工程推進工		
B-102	低耐荷力オーガ推進工		
B-104	低耐荷力泥土圧推進工		
B-25	仮設備工（小口径）		
<b>III 管路施設（推進工法）編（中大口径推進）</b>		<b>VI 管路施設（立坑）編</b>	
A-6	管きょ工〇〇mm、〇〇推進工法	A-8	立坑工（〇〇立坑）
B-29	刃口推進工	B-46	ライナープレート式土留工及び土工
B-30	泥水推進工	<u>B-68</u>	<u>鋼製ケーシング式土留工及び土工</u>
B-33	仮設備工（刃口）		<u>【改定及び新規制定】</u>
B-34	仮設備工（泥水式、泥濃式推進）		
B-35	通信・換気設備工		
B-36	注入設備工		
B-111	泥濃推進工		
B-26	送・排泥設備工		
B-27	泥水処理設備工		
B-28	推進水替工		
		<b>VII 管路施設（仮設工）編</b>	
		A-11	仮設工
		B-66	防音工
		<b>VIII 管路施設（市場単価）編</b>	
		A-12	硬質塩化ビニル管設置工
		A-12	リップ付硬質塩化ビニル管設置工
		A-12	砂基礎工
		A-12	砕石基礎工
		A-12	組立マンホール設置工
		A-12	小型マンホール工（塩化ビニル製）
		A-12	取付管及びます工（塩化ビニル製）

※ \_\_\_\_\_部は改定工種、 \_\_\_\_\_部は新規制定工種、  
取消し線部は廃止工種

一定期間経過したことから歩掛の改定を実施するとともに、「覆工」については、覆工板の日々開閉に関する歩掛を新規制定しました。

② 立坑編

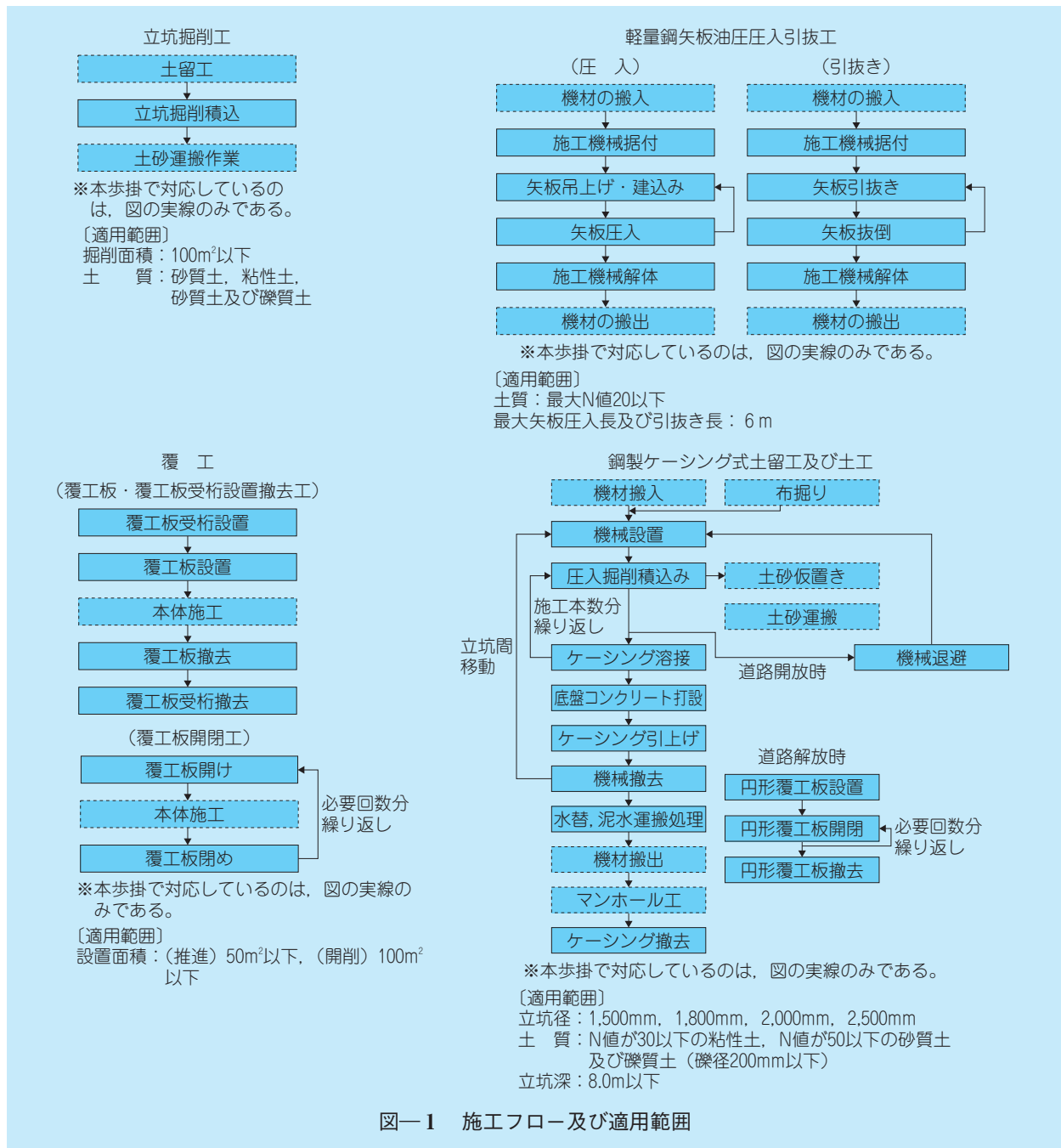
「鋼製ケーシング式土留工および土工」について、前回の改定から一定期間経過したことから歩

掛の改定を実施するとともに、円形覆工板等の歩掛について新規制定しました。

これらの歩掛の施工フローおよび適用範囲を図一1に示します。

(2) 第2巻 ポンプ場・処理場編

「地中連続壁工（壁式）」「地中連続壁工（柱列



図一 1 施工フロー及び適用範囲

式)」「水替工」「地下水低下工(ディープウエル工)」「既製杭工(中掘工)」について、近年の使用実績も少ないことなどから、廃止としました。

### 3. おわりに

下水道工事の積算基準は、客観性・公平性・経済性の観点から市場の実態に的確に対応したものでなければなりません。国土交通省では、今後も

事業主体である地方公共団体の意見・要望を取り入れながら、不調・不落の防止や工事品質の確保等の観点も踏まえつつ、積算基準の適正化に努めていきたいと考えています。事業主体等におかれましても、施工実態調査や諸経費動向調査等、積算基準に係る各種調査にご協力いただくとともに、下水道工事等の適正な執行がより一層推進されるよう、下水道事業積算施工基準適正化会議等の活性化を図っていただきますようお願いいたします。